

障害者自立支援法

10月から新しいサービス体系へ移行します。



障害福祉サービスの利用手続きのしくみや地域生活支援事業の実施など、障がい福祉制度の内容が変わります。

障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)利用の手続き

障がいのある人の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、障害程度区分認定調査や自立支援審査会での二次判定等を実施します。利用手続きについては次のとおりです。

●介護給付

障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な給付を行うサービス(10種類)

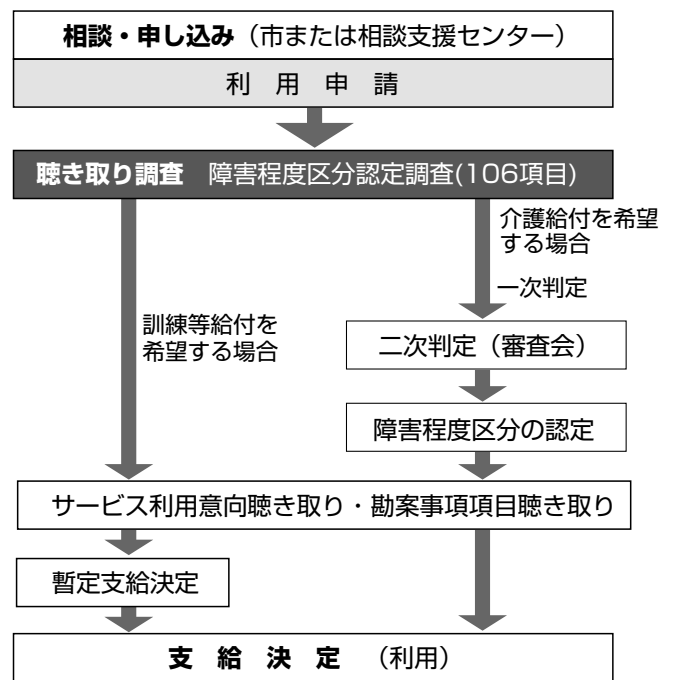
●訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行うサービス(4種類)

受給者証を統一

受給者証は18年4月以降、サービス内容や障害の種類により3つに分かれていました。10月からはこれらを統一し、障害福祉サービス受給者証の1種類となります。9月末には新しい受給者証を交付します。

利用までの流れ



地域生活支援事業

地域での暮らしを支える次のような事業を実施します。

●相談支援事業

各種相談、情報提供・助言、権利擁護や関係機関との連絡調整などを行います。

●コミュニケーション支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行います。

●移動支援事業

社会参加等の外出時の円滑な移動を支援します。

●日常生活用具の給付事業

補装具以外の日常の生活を容易にするための用具の給付を行います。

●地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動、社会との交流を促進させるための事業を行います。

●日中一時支援事業

日中活動の場の提供、見守り、社会適応訓練などを行います。

●その他

日常生活や社会生活を支援する事業を行います。

補装具の購入・修理

10月から対象品目が見直され、また義肢・装具・車いす等の購入や修理に必要な費用の1割が自己負担となります。(10月1日号の広報で詳しくお知らせします。)



問い合わせ 社会福祉課 障害福祉係 ☎65-0702 FAX63-4085